

小学校の学校現場における食育推進の実態調査

萩尾久美子*¹・熊谷 奈々*²・三成 由美*²

*1 中村学園大学 栄養科学部

*2 中村学園大学 薬膳科学研究所 開発・教育部門

(2015年12月25日 受理)

要 旨

【目的】 平成22年度に福岡県内の小学校現場における栄養教諭の食育推進の実態を明らかにすることを目的に実態調査を行った。5年経過における栄養教諭の食育推進の問題点やニーズを明らかにし、今後の教員免許状更新講習等に役立てたいと思い、検討したので報告する。

【方法】 福岡県内の全小学校を対象に、学校現場の食育推進における実態調査を行った。調査は、給食施設の形態、属性、食に関する指導、個別的な相談指導、栄養教育実習等についての36項目を自己記入式質問紙法によって、郵送調査を実施した。

【結果】 栄養教諭の職務の一つである個別的な相談指導では、「取り組んでいる」は62.7%、「検討中」は7.8%、「取り組んでいない」は29.5%であった。第1回と第2回において有意差が認められなかったが、「専門的な知識の不足」がそれぞれ50.3%、37.3%であり、「保護者の理解が得られにくい」がそれぞれ25.5%、28.0%であった。また、1%レベルで有意な差が認められたのは、学校・家庭・地域が連携した食育推進の「生産者と連携した活動」がそれぞれ18.7%、43.5%であり、個別的指導のなかの「指導体制を整えている」がそれぞれ29.6%、63.0%であった。

【考察】 本研究の調査結果より、食に関する指導にかかる全体計画の作成は、栄養教諭の重要な役割の一つであるので、今後、学校現場以外との協力体制を求める必要がある。また、教員免許状更新講習の内容についても、学校現場のニーズに対応するよう見直し、養成機関である大学における教育内容についても検討していきたい。

も同じく10年を迎えることになる。近年、『早寝、早起き、朝ご飯』全国協議会による運動の推進や、テレビ番組やインターネットによる食に関する様々な情報発信はあるものの、伝統的食文化の衰退や生活習慣病の高い罹患率など、食を取り巻く問題はますます深刻になってきている。

食育基本法制定以前は、『食に関する問題は、本来家庭が中心となって担うもの』であるという考えが多かった。食生活の多様化が進み、家庭で十分な指導を行うことが困難な場合があることから、食育の推進が国民的課題となり、学校における食育を推進することが重要視された。食育基本法に基づき、第一次食育推進基本計画（平成18年度～22年度）、第二次食育推進基本計画（平成23年度～27年度）と約10年にわたり、食育事業を展開してきている。また、文部科学省では、平成25年5月、「今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議」を立ち上げ、それまでの食育の在り方について具体的な事業や指導方法について検討する中で、「スーパー食育スクール（SSS）」と「食育の教科書」の二つを提案¹⁾するなどの方向性を示している。食育基本法の制定までは学校栄養職員が担ってきた学校給食管理に加え、食に関する指導を担う栄養教諭の配置が各都道府県で進んでいる²⁾ことから、栄養教諭の配置が食育推進にどのような影響や問題点をもたらしているかを把握したいと考えた。

そこで、本研究の目的は、栄養教諭の食育推進の実態を明らかにし、栄養教諭の研修機会の一つである教員免許状更新講習の在り方や指導内容・方法を改善し、養成機関である大学における教育内容をシラバスレベルから検討する必要があると考えた。

I. 緒 言

平成17年6月に「食育基本法」が制定されて10年になる。食育基本法に先立ち、4月に学校における食に関する指導を本務とする栄養教諭の配置が開始されてから

II. 調査方法

1 調査期間

第1回；平成22年11月 第2回；平成26年11月

2 対象

福岡県内のすべての公立小学校
第1回；760校（回収率36.8%） 第2回；748校（回収率23.1%）

3 調査方法

自己記入式質問紙調査

4 調査内容

給食施設の形態、属性、食に関する指導、個別的な相談指導、栄養教育実習等についてである。

5 解析方法

解析方法は、学校現場に学校給食栄養管理者を配置している（N有群）、配置していない（N無群）の2群でエクセル統計2010 for windowsを用いて χ^2 検定を行った。なお、第1回調査と第2回調査においても比較した。

Ⅲ. 結果

1 学校給食実施施設

第2回調査で、学校給食を実施する169施設については表1のとおり、単独調理場方式が76.9%（N有群42.0%，N無群35.5%）、共同調理場方式が23.1%（N有群6.5%，N無群16.0%）であった。

2 学校給食栄養管理者の配置

学校給食栄養管理者は表2のように、20歳代は

21.2%、30歳代34.3%、40歳代24.2%、50歳代以上は18.2%と、年齢構成の中で一番少数派が50歳代である。

次に、学校給食栄養管理者169名中、栄養教諭が60.8%、学校栄養職員が19.6%、非常勤栄養士とその他は、それぞれ9.8%であった。とくに、栄養教諭のうち管理栄養士免許保持者は52名で83.9%を占めていた。

表1 学校給食実施施設

	H22年度 (n=296) 校(%)	H26年度 (n=169) 校(%)
単独調理場(自校式)	236(79.7)	130(76.9)
共同調理場(センター式)	60(20.3)	39(23.1)

表2 学校給食栄養管理者の配置

	H22年度 (n=296) 校(%)	H26年度 (n=169) 校(%)
年齢	20歳代	45(21.7)
	30歳代	64(30.9)
	40歳代	46(22.2)
	50歳代以上	52(25.1)
雇用形態	栄養教諭	79(28.5)
	学校栄養職員	81(29.1)
	非常勤栄養士	68(24.5)
	その他	50(18.0)
学校での 栄養士職年数	5年未満	64(31.4)
	5年以上10年未満	40(19.6)
	10年以上20年未満	38(18.6)
	20年以上30年未満	30(14.7)
	30年以上	32(15.7)
栄養教諭としての 職年数	1年	35(38.9)
	2年	28(31.1)
	3年	17(18.9)
	4年	8(8.9)
	5年	2(2.2)
	6年	—
	7年	—
	8年	—
	9年	—

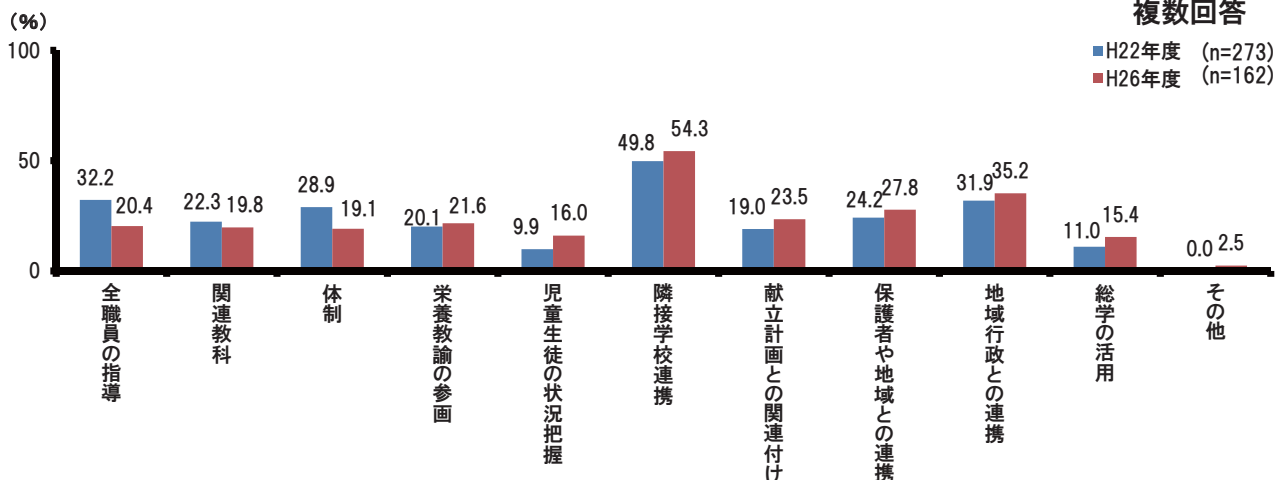


図1 食に関する指導にかかる全体計画の作成における問題点

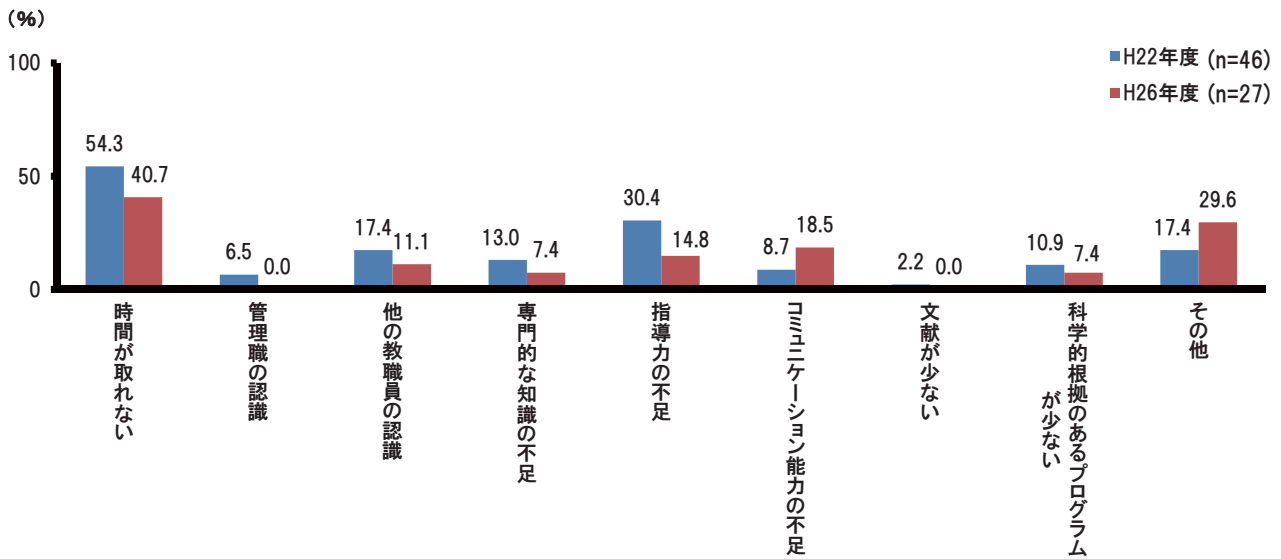


図2 食に関する指導における職務を遂行できていない場合の問題点

3 食に関する指導にかかる全体計画の作成について

図1で示した「食に関する指導にかかる全体計画の作成における問題点」で上位三つは、「隣接する学校（園）との連携」が54.3%、「地域行政との連携・協力体制」35.2%、「保護者や地域との連携・協力体制」27.8%の順であった。

4 食に関する指導における職務を遂行できていない場合の問題点

図2で示した「食に関する指導における職務を遂行で

きていない場合の問題点」は、平成22年度、平成26年度において、「時間が取れない」は、それぞれ54.3%、40.7%である。「コミュニケーション能力の不足」は、それぞれ8.7%、18.5%である。

5 食に関する指導について

食に関する指導について、「各学年・各教科における授業回数」では、家庭科、特別活動、生活科が上位3教科等である（図3-1）。「食に関する指導の形態」では、担任と栄養教諭によるティーム・ティーチングが74.2%である（図3-2）。

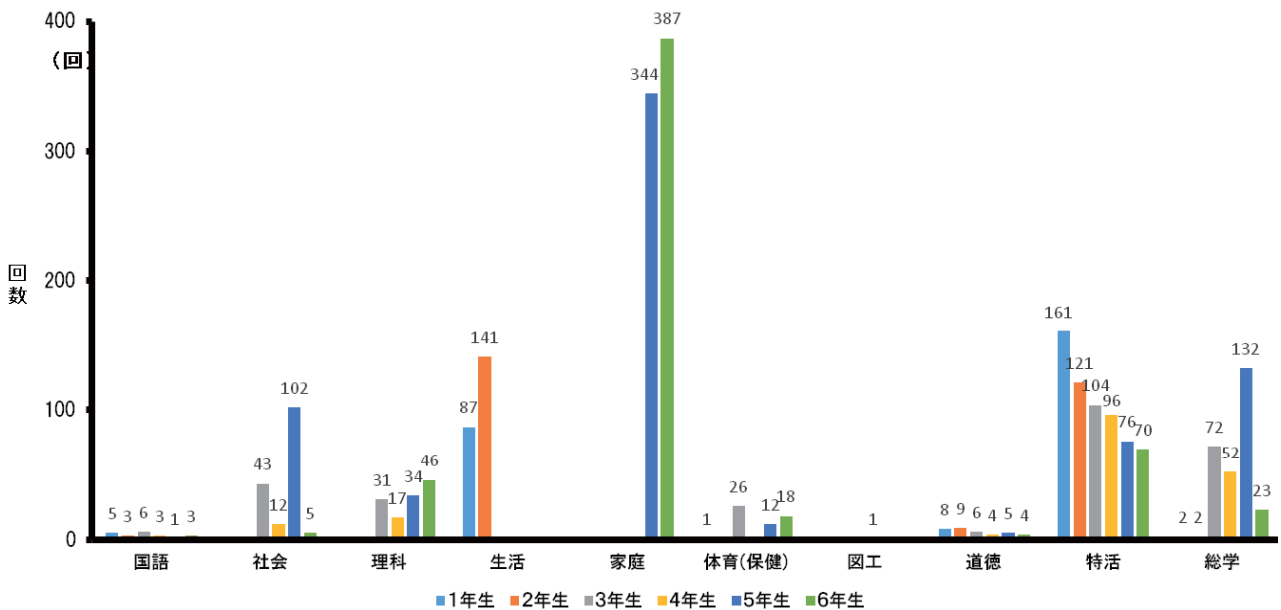


図3-1 食に関する指導について「各学年・各教科における授業回数」

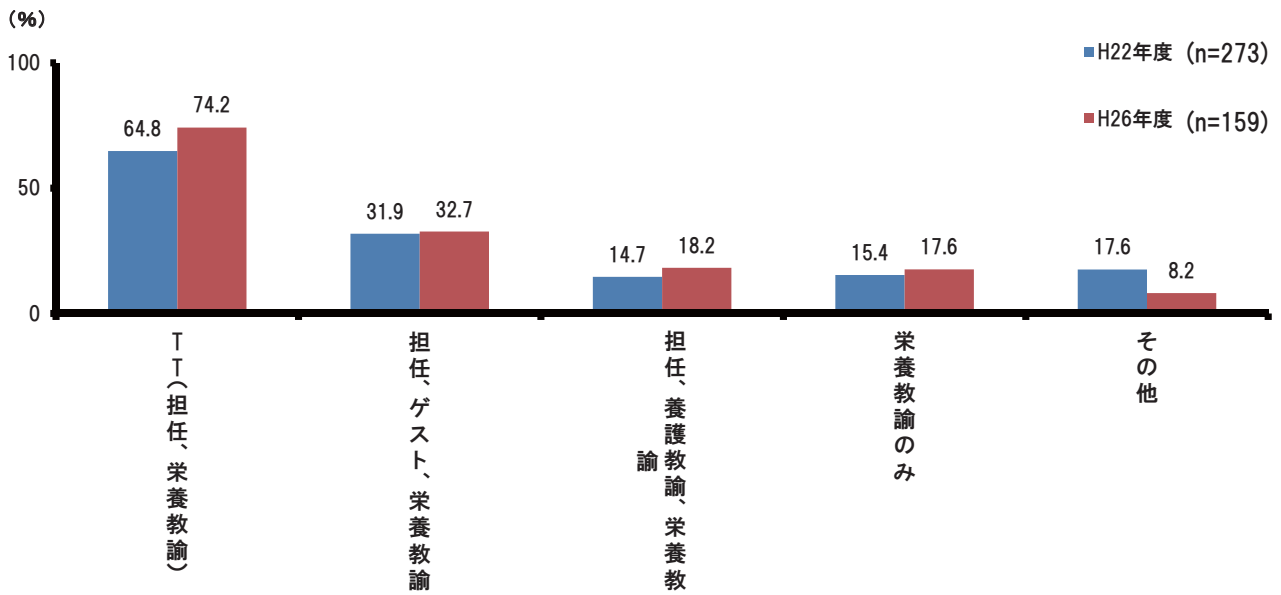


図3-2 食に関する指導について「食に関する指導の形態」

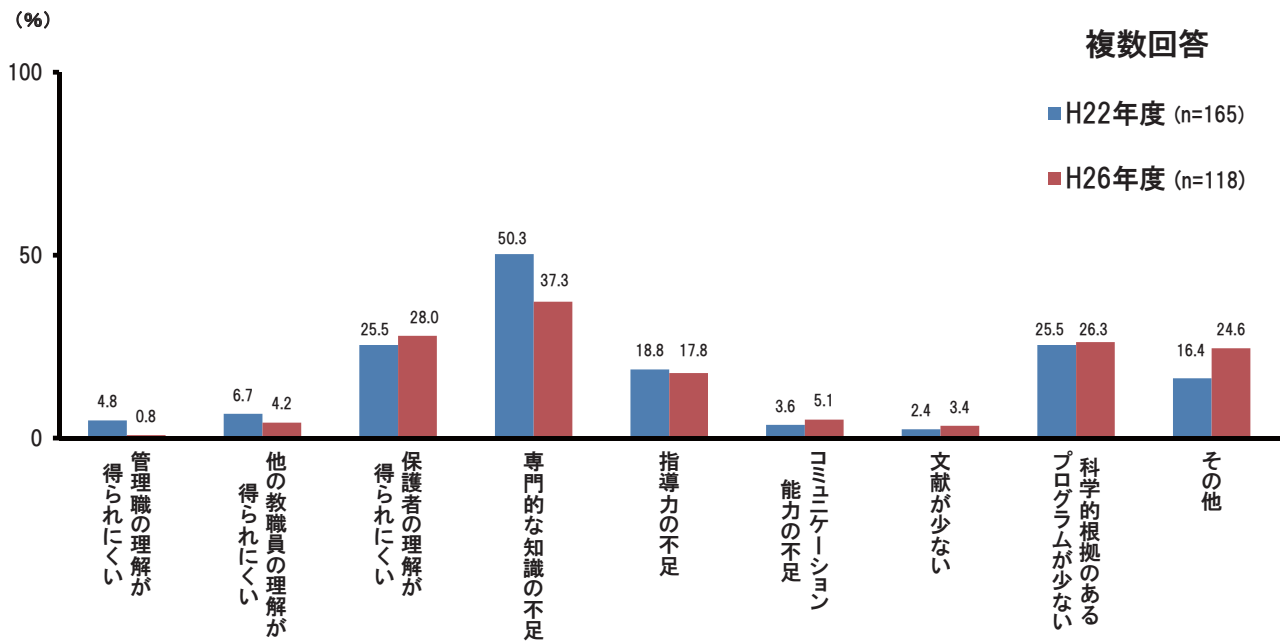


図4 食に関する個別的な相談指導の問題点について

6 食に関する個別的な相談指導の問題点について

個別的な相談指導の問題点については、年度を問わず、上位三つが「専門的な知識の不足」、「保護者の理解が得られにくい」、「科学的根拠のあるプログラムが少ない」である（図4）。

7 学校・家庭・地域が連携した食育の推進について

学校・家庭・地域が連携した食育の推進については、「生産者と連携した活動」が平成22年度で18.7%、平成26年度で43.5%であり、1%レベルで有意差が認められた（図5）。

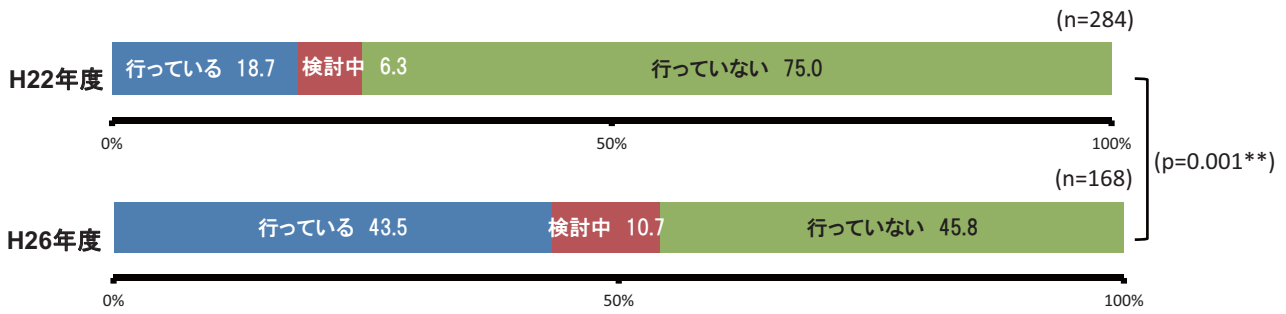


図5 学校・家庭・地域が連携した食育の推進について「生産者と連携した活動」

表3 食に関する個別的な相談指導について

		はい 人数 (%)	検討中 人数 (%)	いいえ 人数 (%)	p値	
指導体制	N有群	H22年度(n=153)	60 (39.2)	26 (17.0)	67 (43.8)	0.848
		H26年度(n= 80)	32 (40.0)	12 (15.0)	36 (45.0)	
	N無群	H22年度(n=108)	32 (29.6)	16 (14.8)	60 (55.6)	** 0.001
		H26年度(n= 81)	51 (63.0)	9 (11.1)	21 (25.9)	

*p<0.05 **p<0.001

8 食に関する個別的相談指導について

食に関する個別的相談指導については、N無群で「指導体制を整えている」が平成22年度29.6%、平成26年度63.0%であり、1%レベルで有意差が認められた(表3)。

IV. 考 察

食に関する指導にかかる全体計画の作成は、栄養教諭の重要な役割の一つであるので、今後、「隣接する学校(園)」や「保護者や地域」、「地域行政」等の学校現場以外との連携・協力体制を求める必要がある。

食に関する指導については、教育課程の限られた枠組みではあるものの、児童生徒が主体的・協働的に学ぶ授業を展開できるよう、養成機関である大学における教育内容をシラバスレベルから見直すとともに、教員免許状更新講習についても、学校現場のニーズに対応できるよう、その内容や方法に十分な検討を加えたい。

V. 総 括

食育基本法の制定から10年という節目を迎えた平成27年度までの栄養教諭の配置状況は表4³⁾のとおりであり、平成26年度には栄養教諭として、初めての教員

表4 公立学校栄養教諭の配置状況

年度	配置状況	
平成17年度	4道府県	34人
平成18年度	25道府県	359人
平成19年度	45道府県	986人
平成20年度	47都道府県	1897人
平成21年度	47都道府県	2663人
平成22年度	47都道府県	3379人
平成23年度	47都道府県	3853人
平成24年度	47都道府県	4262人
平成25年度	47都道府県	4624人
平成26年度	47都道府県	5023人
平成27年度	47都道府県	5356人

各年度4月1日現在
資料：文部科学省学校健康教育課

表5 食育基本法制定後に講じられた食育推進に関する主な制度

時 期	事 項
平成20年3月	小学校及び中学校の学習指導要領の改訂 幼稚園教育要領の改訂 保育所保育指針の改定
平成20年4月	特定健康診査・特定保健指導(いわゆる「メタボ検診」)の開始
平成20年6月	学校給食法の改正(目標が4つ→7つへ) ※ 目的規定に「学校における食育の推進」が明確に位置付けられた。
平成21年3月	高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改訂
平成23年6月	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の施行

(注)総務省：食育の推進に関する政策評価書(要旨)、平成27年10月、p10図表41に基づき作成した。

免許状更新講習が実施されたところである。

食育基本法制定後に各府省が講じた食育の推進に関する主な制度は、表5⁴⁾に示すとおりである。総務省行政評価局は、食育の推進に関する政策について総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、関係行政の今後の在り方の検討を資するため評価を行い、その結果を平成27年10月に発表した。評価の対象とした政策は、食育基本法に基づき作成された「食育推進基本計画」により取り組まれている食育の推進に関するものである。この食育の推進に関する政策評価書の中で、『栄養教諭の配置が学校における食育に関する体制の整備に関与していると考えられる一方、児童の朝食欠食率の減少への寄与は明確には把握できなかった。』⁵⁾としている。第2次食育推進基本計画の目標値は平成27年度であるので、今回の評価は27年度の測定値によるものではないものの、欠食率0%という目標値は1%台からなかなか下がらない現状にある。この政策評価書の中に、子どもに対する食育については、「栄養教諭等の配置による効果を把握することが適当である。」
「食生活学習教材については、更に学校現場の意見を反映させた内容の充実を図り、その利用を促進することが適当である。」⁶⁾と意見が付されていることから、このような背景を踏まえたうえで、平成26年度と27年度にわたり進められてきたスーパー食育スクール（SSS）での成果や、平成28年度に配布が予定されている「食

育の教科書」のような教材を活用する教育内容も視野に入れ検討を加えたいと考える。

謝 辞

稿を終えるにあたり、調査の機会を与えていただきました福岡県教育委員会教育振興部体育スポーツ健康課保健給食係、調査に御協力いただきました福岡県内の各小学校の校長および栄養教諭の皆さまに深謝申し上げます。

参考文献

- 1) 今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議：今後の学校における食育の在り方について（最終報告），（2013年5月）
- 2) 内閣府：平成27年版食育白書，p61，（2015）
- 3) 文部科学省：www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/08040314.htm
- 4) 総務省：食育の推進に関する政策評価書（要旨），p10，（2015年10月）
- 5) 総務省：食育の推進に関する政策評価書（要旨），p36，（2015年10月）
- 6) 総務省：食育の推進に関する政策評価書（要旨），p44，（2015年10月）